

斑鳩町生殖補助医療費助成事業受診等証明書

令和 年 月 日

※該当するものに☑してください(すべてに☑がある場合のみ助成の対象となります)。

□下記の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、生殖補助医療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

□この証明書には、生殖補助医療(うち、保険収載治療内容及び先進医療告示治療内容に限る)に係るもののみを記載しています。

□当医療機関は生殖補助医療管理料に係る届出を行っています。

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

※主治医名欄について、自署によらない又は押印がなされていない記名のみ場合は、本人確認書類の提示又は提出等が必要となります。

Table with 3 columns: 氏名, 生年月日, and rows for 受診者(妻) and 配偶者(夫又はパートナー).

※以下、治療内容及びその費用(本人負担額)について、①～⑦にご記載ください(□があるものは、該当するものに☑してください)。

①過去の保険診療による胚移植回数()回 ※今回申請分は含みません。

Table for treatment details with columns for 申請回数, 治療内容, 治療期間, and 本人負担額内訳. Includes rows for ②生殖補助医療区分, ③保険適用, ④先進医療, and ⑤男性不妊.

⑥※2 先進医療について(⑤のいずれかの該当する□に☑の上、回数超過の場合は回数に「〇」が記載されていることが必須です。)

- ・助成対象となる治療・技術は、先進医療として厚生労働省より告示されているものに限ります。
・今回実施した先進医療の番号を上表の該当欄に記載のうえ、貴院における1回あたりの費用を下表に記載してください。

【注】①～⑩までの他に、新しく先進医療として告示された治療・技術を実施した場合は④に記入してください。

- ・貴院が不妊治療に係る先進医療を実施する保険医療機関として厚生局に登録されている技術について、下表のそれぞれの技術名の左欄に☑してください。

Table listing medical technologies with checkboxes and corresponding costs in Yen (円).

(裏面もご確認ください。)

※1 生殖補助医療に係るステージ及び助成対象は以下のとおりです。

治療内容	採卵まで			採精(夫)	精子凍結	受精 (前培養・凍精(顕微授精)・培養)	胚移植				妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵				新鮮胚移植		凍結胚移植				黄体期補充療法
							胚移植	胚凍結	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植			
A 新鮮胚移植を実施												助成対象	
B 凍結胚移植を実施													
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外	
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外	
I 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療中止												対象	

⑦※3 男性不妊について(③のいずれかの該当する□に☑の上、回数超過の場合は回数に「〇」が記載されていることが必須です。)

- ・体外受精または顕微授精に用いるための精子を採取することを目的として実施した場合が対象です。
- ・実施した内容すべての記号を表面にご記載ください。また、主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が治療内容とともに領収金額を記載してください。
- ・新たに保険収載された治療を実施した場合は、(エ)欄に治療名を記載してください。
- ・新たに先進医療として告示された治療・技術を実施した場合は、当該医療機関が当該先進医療の技術を実施する保険医療機関として厚生局に登録されていることを確認の上、(オ)欄に☑し、技術名、金額を記入してください。

記載項目あり	ア) Y染色体微小欠失検査
	イ) 精巣内精子採取術(単純なもの、顕微鏡を用いたもの) ※実施したものに「〇」をつけてください。
	ウ) 精子凍結
	エ) 上記以外の保険治療()
	オ) □ 新たに先進医療として告示された治療・技術()
当該医療機関での1回あたりの費用() 円)	

※4 治療期間について

当該生殖補助医療に係る治療計画を作成した日(治療計画の作成を必要としない場合は、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日)から治療終了日(医学的に当該生殖補助医療が終了した日、原則妊娠判定日)までを記載してください。

ただし、治療計画を必要としない場合で、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から治療終了日までを記載してください。

※5 自己負担額内訳について

出産(流産、死産を含む)に係る費用は対象外です。また、入院料、食事代、文書料等の直接治療に関係ない費用も対象外です。